

代理人サービス(代理人契約型)ご利用案内

サービス概要

1. サービス名	代理人サービス(代理人契約型)
2. 申込対象者	当金庫営業地区内のお取引先で成人している方。 本人に判断能力に問題がなく、来店できない理由があり代理人契約を希望する方。
3. 代理人の取引範囲	(1)普通預金の入出金 (2)定期性預金の新約・解約 (3)振込(医療費・施設関係以外は推定相続人全員の同意書が必要) (4)変更届、紛失届等
4. 払戻方法	・代理人が「対象口座の通帳」と「代理人のお届印」で代理人届に記載の限度額範囲内の金額を引き出すことができます(上限を超えた場合は委任状が必要になります。) ・キャッシュカードの発行はできません。 ・払戻しはお取引店窓口のみで、当金庫の他店や他金融機関での払戻しはできません。
5. 契約期間	1年
6. 契約の更新	本人の判断能力の確認と戸籍謄本をご提出いただき推定相続人の変更の有無を確認させていただきます。
7. 手数料	無料
8. 監視機能	希望される場合、代理人以外の推定相続人に取引明細の送付(半年に一回)を行います。(別途金庫所定の手数料が必要となります。)
9. 注意事項	・当金庫で融資取引のある方はお申込みできません。 ・お取引店のみの取扱いとなります。 ・アプリ通帳をご利用のお客様は紙通帳への変更が必要です。

代理人として指定できる方

配偶者・子・父母・祖父母・兄弟姉妹・甥姪・孫で成人の方

1. 配偶者あるいはお子様がおられる場合は、原則として配偶者あるいはお子様を指定していただきます。
2. 配偶者や子お子様がおられない場合、または代理人としての対応ができない場合は、その他の方の中から指定することができます。

注意事項

※本サービスお申込の前に、必ず下記「注意事項」をご確認のうえお申込みください。

1. 当金庫のチェックリストによる判断能力の判定を行います。
2. 介護保険被保険者証をお持ちの場合、要介護3から5の方は契約できません。

必要書類

お申込みに必要な書類等です。下記の欄にチェックを入れて確認願います。

確認	必要書類	内容
<input type="checkbox"/>	本人確認資料	保険証、運転免許証、パスポート、個人番号カード(マイナンバーカード)等をご用意ください。
<input type="checkbox"/>	通帳・キャッシュカード	ご本人様の現在ご利用いただいている通帳・キャッシュカード(発行している場合)が必要です。(キャッシュカードは回収いたします)
<input type="checkbox"/>	お届印	ご本人様の現在ご利用いただいているお届印が必要です。
<input type="checkbox"/>	代理人の実印・お届印	実印をお届印とする場合は、お届印は不要です。
<input type="checkbox"/>	戸籍謄本または戸籍抄本	ご指定の代理人様とご本人様とのご関係および推定相続人様を確認いたします。戸籍謄本等の原本をご提示いただきます。(写しをとらせていただき原本をお返しいたします)
<input type="checkbox"/>	代理人の印鑑証明書	原本をご提出いただきます。
<input type="checkbox"/>	推定相続人全員の同意書(当金庫所定)	推定相続人様(成人している方)全員の署名と実印の押印が必要です。
<input type="checkbox"/>	推定相続人全員の印鑑証明書	原本をご提出いただきます。

代理人サービスの終了

お申込人との代理人サービスの契約は、次のいずれかに該当する場合に契約は終了し、代理人サービスの終了手続きをいたします。

1. ご本人様からの申し出による場合
2. お申込人(預金者)や代理人が亡くなられた場合
3. 代理人として不適切と当金庫が判断した場合、及び推定相続人から異議申立てがあり、やむを得ないと当金庫が認めた場合

詳しくはお取引店へお問合わせください。

大阪信用金庫

代理人サービス(予約申込型)ご利用案内

サービス概要

1. サービス名	代理人サービス(予約申込型)
2. 申込対象者	当金庫営業地区内のお取引先で成人している方。 本人の判断能力に問題がなく、判断能力低下後に代理人取引を希望する方。
3. 代理人の取引範囲	(1)普通預金の入出金 (2)定期性預金の解約(普通預金への振替のみで現金出金は不可) (3)振込(医療費・施設関係以外は推定相続人全員の同意書が必要) (4)変更届、紛失届等
4. 払戻方法	・代理人が「対象口座の通帳」と「代理人のお届印」で代理人届に記載の限度額範囲内の金額を引き出すことができます。 ・キャッシュカードの発行はできません。 ・払戻しはお取引店窓口のみで、当金庫の他店や他金融機関での払戻しはできません。
5. サービスの開始	医師の診断書により判断能力の低下を当金庫が認めたとき。
6. 契約期間	なし
7. 手数料	無料
8. 監視機能	希望される場合、代理人以外の推定相続人に取引明細の送付(半年に一回)を行います。(別途金庫所定の手数料が必要となります。)
9. 注意事項	・当金庫で融資取引のある方はお申込みできません。 ・お取引店のみの取扱いとなります。 ・アプリ通帳をご利用のお客は紙通帳への変更が必要です。

代理人として指定できる方

配偶者・子・父母・兄弟姉妹・甥姪・孫で成人の方

1. 配偶者あるいはお子様がおられる場合は、原則として配偶者あるいはお子様を指定していただきます。
2. 配偶者や子お子様がおられない場合、または代理人としての対応ができない場合は、その他の方の中から指定することができます。

注意事項

※本サービスお申込の前に、必ず下記「注意事項」をご確認のうえお申込みください。

1. 当金庫のチェックリストによる判断能力の判定を行います。
2. 介護保険被保険者証をお持ちの場合、要介護3から5の方は契約できません。

必要書類

お申込みに必要な書類等です。下記の欄にチェックを入れて確認願います。

確認	必要書類	内容
<input type="checkbox"/>	本人確認資料	保険証、運転免許証、パスポート、個人番号カード(マイナンバーカード)等をご用意ください。
<input type="checkbox"/>	通帳・キャッシュカード	ご本人様の現在ご利用いただいている通帳が必要です。(キャッシュカードが発行されている時はサービス開始時にキャッシュカードは回収いたします)
<input type="checkbox"/>	お届け印	ご本人様の現在ご利用いただいているお届け印が必要です。
<input type="checkbox"/>	代理人の実印・お届け印	実印をお届け印とする場合は、お届け印は不要です。
<input type="checkbox"/>	戸籍謄本または戸籍抄本	ご指定の代理人様とご本人様とのご関係および推定相続人様を確認いたします。戸籍謄本等の原本をご提示いただきます。(写しをとらせていただき原本をお返しいたします)
<input type="checkbox"/>	代理人の印鑑証明書	原本をご提出いただきます。
<input type="checkbox"/>	推定相続人全員の同意書(当金庫所定)	推定相続人様(成人している方)全員の署名と実印の押印が必要です。
<input type="checkbox"/>	推定相続人全員の印鑑証明書	原本をご提出いただきます。

代理人サービスの終了

お申込人との代理人サービスの契約は、次のいずれかに該当する場合に契約は終了し、代理人サービスの終了手続きをいたします。

1. ご本人様からの申し出による場合(ただし医師の診断書提出前に限る)
2. お申込人(預金者)や代理人が亡くなられた場合
3. 成年後見制度に移行した場合
4. 代理人として不適切と当金庫が判断した場合、及び推定相続人から異議申立てがあり、やむを得ないと当金庫が認めた場合

詳しくはお取引店へお問合わせください。

大阪信用金庫

代理人サービス(診断後申込型)ご利用案内

サービス概要

1. サービス名	代理人サービス(診断後申込型)
2. 申込対象者	当金庫営業地区内のお取引先で成人している方。 医師の診断書で判断能力の低下が確認でき、当庫に普通預金口座をお持ちの方。
3. 代理人の取引範囲	(1)普通預金の入出金 (2)振込(医療費・施設関係以外は推定相続人全員の同意書が必要) (3)変更届、紛失届等
4. 払戻方法	・代理人が「対象口座の通帳」と「代理人のお届印」で代理人届に記載の限度額範囲内の金額を引き出すことができます。 ・キャッシュカードの発行はできません。 ・払戻しはお取引店窓口のみで、当金庫の他店や他金融機関での払戻しはできません。
5. 契約期間	1年間
6. 契約の更新	・本人名義の預金残高が500万円超の場合は、1年以内に成年後見制度への移行が必要です。 ・本人名義の預金残高が500万円以下の場合は更新は可能です。その際、戸籍謄本をご提出いただき、推定相続人の変更の有無を確認させていただきます。
7. 手数料	無料
8. 監視機能	希望される場合、代理人以外の推定相続人に取引明細の送付(半年に一回)を行います。(別途金庫所定の手数料が必要となります。)
9. 注意事項	・当金庫で融資取引のある方はお申込みできません。 ・お取引店でのみ取扱いとなります。 ・アプリ通帳をご利用のお客様は紙通帳への変更が必要です。

代理人として指定できる方

配偶者・子・父母・兄弟姉妹・甥姪・孫で成人の方

1. 配偶者あるいはお子様がおられる場合は、原則として配偶者あるいはお子様を指定していただきます。
2. 配偶者や子お子様がおられない場合、または代理人としての対応ができない場合は、その他の方の中から指定することができます。

必要書類

お申込みに必要な書類等です。下記の欄にチェックを入れて確認願います。

確認	必要書類	内容
<input type="checkbox"/>	本人確認資料	保険証、運転免許証、パスポート、個人番号カード(マイナンバーカード)等をご用意ください。
<input type="checkbox"/>	通帳・キャッシュカード	ご本人様の現在ご利用いただいている通帳が必要です。(キャッシュカードが発行されている時はキャッシュカードは回収いたします)
<input type="checkbox"/>	お届け印	ご本人様の現在ご利用いただいているお届け印が必要です。
<input type="checkbox"/>	代理人の実印・お届け印	実印をお届け印とする場合は、お届け印は不要です。
<input type="checkbox"/>	戸籍謄本または戸籍抄本	ご指定の代理人様とご本人様とのご関係および推定相続人様を確認いたします。戸籍謄本等の原本をご提示いただきます。(写しをとらせていただき原本をお返しいたします)
<input type="checkbox"/>	代理人の印鑑証明書	原本をご提出いただきます。
<input type="checkbox"/>	推定相続人全員の同意書(当金庫所定)	推定相続人様(成人している方)全員の署名と実印の押印が必要です。
<input type="checkbox"/>	推定相続人全員の印鑑証明書	原本をご提出いただきます。

代理人サービスの終了

お申込人との代理人サービスの契約は、次のいずれかに該当する場合に契約は終了し、代理人サービスの終了手続きをいたします。

1. お申込人(預金者)や代理人が亡くなられた場合
2. 成年後見制度に移行した場合
3. 代理人として不適切と当金庫が判断した場合、及び推定相続人から異議申立てがあり、やむを得ないと当金庫が認めた場合

詳しくはお取引店へお問合わせください。

大阪信用金庫